

平成20年9月10日
上海産業情報センター
駐在員 吉田真樹

中国知的財産の新たな問題 ～脅かされる地域ブランド名～

1. 商標権を巡るあらたな問題

(1) 東アジア地域における知的財産問題の現状

近年、中国や香港、台湾などを中心にした東アジア経済圏では、急速な経済成長や経済のボーダーレス化が進展する中で、著作権侵害や商標権侵害を始めとする、知的財産権をめぐる問題が深刻化しています。特に中国では、模倣品被害を中心に問題が頻発し、各方面で被害が報告されていることは、耳に新しくありません。

実際に被害の実態を見ると、日本企業が受けた模倣被害は中国におけるものが最も多く、模倣被害を受けた日本企業のうちの71%が中国での被害を経験していると報告されています*1。

記憶に新しいところでは、日本のアニメ「クレヨンしんちゃん」のコピー商品などが、中国で「蠟筆小新」名で商標登録されていたことが判明し、出版元の双葉社が中国で販売した「本物」商品が撤去を余儀なくされた事例（現在係争中）や、日本で「日本雅馬哈株式会社」（雅馬哈：ヤマハの中国語表記）なる名称の会社の設立登記がなされ、これを根拠に、中国で製造した二輪車に「日本 YAMAHA 株式会社」等の文字を表示し、実際に製品が販売された事例（日本のヤマハ発動機が5年がかりで係争、日本側勝訴）など、枚挙に暇がありません。

中国について言えば、2001年の世界貿易機関（WTO）加盟に伴って、国内法の整備が概ね行われるなど、知的財産権保護が強化されており、中央国家レベルでは対策が進められています。また日本の政府機関と一部の省などが協力して、実際に違法業者の摘発などの取り組みなども見られるようになったところですが*2、依然として根本的な問題解決には至っていないというのが現状です。

このような知的財産権侵害の状況に対して、アメリカ、ドイツ、フランスなどの多くの国は依然として改善の必要性を訴えています。たとえば米国通商代表部（USTR）は、2007年4月、スペシャル301条報告において、中国をロシアなどとともに優先監視国（Priority Watch List）に指定し、知的財産権侵害の深刻さを指摘しており、加えてWTO提訴に踏み切り、国際的な紛争解決手段にも訴えているところは、ご周知のところ です。

* 1：特許庁発表「2007年度模倣被害調査報告書について」

* 2：日本貿易振興機構（ジェトロ）「知的財産権問題研究グループ（上海IPG）」取り組みなど

(2) 商標権を巡るあらたな問題 ~地域ブランド名の冒認登録~

こうした状況の中、近年あらたな問題が浮上しています。

中国や台湾を中心として、日本の都道府県名や地域名、特産品などを中心とする、日本の地域ブランドの商標権被害が相次いでいます。

<脅かされる地域ブランド名 ~「コシヒカリ」に「九谷焼」~>

2007年7月、世界最大のコメ消費国・中国の北京と上海で、日本産米の販売が始まりました。販売する日本産米は新潟県産「コシヒカリ」と、宮城県産「ひとめぼれ」。ところがパッケージには、それぞれ「新潟県産」、「宮城県産」と表記がされているだけで、「コシヒカリ」や「ひとめぼれ」の名前が見当たりません。理由は、すでに中国の企業により「越光」や「一見钟情」などの名称ですでに商標登録されていたためです。

その後もこのようなケースが相次いで発生しました。台湾では「讃岐」が登録されていたため、日本の讃岐うどん店が看板の撤去を余儀なくされたケースを筆頭に、「織部焼」、「九谷焼」、「南部鉄器」などの日本の特産品名称も、すでに中国の企業や個人によって、商標登録がなされていることが相次いで判明しました。

<都道府県名や市町村名も被害>

地域ブランド名だけでなく、都道府県や市町村の名前も商標登録被害にあっています。

2003年5月、りんごを中国に輸出しようとした業者が中国で「青森」の商標登録がなされていることを発見しました。登録元は広州市のデザイン会社。果物や乳製品など5つの商品分類(類号31)で登録されており、その後、青森県は5年近くかかって異議申し立てをおこない、2008年になりやっとその申し立てが認められることになりました。

他の事例を調べてみると、中国ではすでに27府県と3政令市の出願が報告されています*3。鹿児島県などのように、公告期間中に申請に気づき、異議申し立てをして申請を差し止めたケースもありますが、すでにそのうち20府県と1政令市の名称については登録済みで、権利が確定しています。

出願されている都道府県名

青森、秋田、福島、長野、静岡、群馬、千葉、愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井、京都、奈良、和歌山、広島、山口、香川、高知、徳島、愛媛、福岡、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島

出願されている政令都市名

川崎、名古屋、横浜

* 3 : 日本貿易振興機構(ジェトロ)北京センター発表

出願されている地域団体商標

九谷焼、美濃焼、南部鉄器、など多数

その他食品等ブランド名

コシヒカリ（越光）ひとめぼれ（一見種情）あきたこまち（秋田小町）ヒノヒカリ（日光）フジ（富士）豊水（豊水）富有柿（富有）夕張メロン（夕張）など多数

< 愛知県内の市町村名も多数登録 >

ジェットロなどの報告を元に、愛知県名や県内の市町村名を調べたところ、相当数の自治体名称の商標登録がなされていることが判明しました。ここに当センターが調べた一部の登録を記載しますが、実際にはさらに多くの市町村名、地域名が登録されているものと推測されます。

「愛知」に係る出願

	商標	申請者	商品分類	申請時期
愛知	愛知; AICHI	個人	シャンプー、ハンドソープ、化粧品、香水など	2004/11/26
	愛知	中国企業	自動車、モーターバイク、原動機付自転車など	2003/10/15
	愛知	中国企業	不動産、保険など	2007/04/02

以下、27件

「名古屋」に係る出願

	商標	申請者	商品分類	申請時期
名古屋	名古屋	個人	家具用金属、金属チェーンなど	2003/09/09
	名古屋	中国企業	無線、無線機器、無線電話機など	2002/10/11
	名古屋	個人	化粧品、シャンプー、香水など	2005/01/19

以下、5件

「豊橋」に係る出願

	商標	申請者	商品分類	申請時期
豊橋	豊橋	中国企業	動物飼料、動物食品	1997/07/02
	豊橋; TOYOBASHI	台湾企業	野菜加工製品など	1988/10/07

以下、16件

2. 法律的なしくみと防衛策

(1) 法律的な根拠

このように他人が有している権利をもって、第三者が権利出願をすることを、冒認出願といいます。こうした冒認出願により、日本では誰もが知っているような地名や特産品が、中国を始めアジア各地で商標登録されてしまい、特産品を地域ブランド名を表示して輸

出・販売しようとしたらストップされる、こんな事態がおきることが危惧されています。

事情をよく知る専門家によると、一般に地域名が商標登録されている場合、パッケージ裏に貼付する産地名の表記については問題ありませんが、パッケージ表面に大きく印字するなどすると商標権侵害に当たる恐れがあると言われてしています。

どうしてこのような事態になるのか、ここで中国における商標権保護のしくみを述べたいと思います。中国の商標権には日本と同じように、製品名などを指す商標、企業や団体名を指定する商号、これらにあわせて会社やブランドのロゴやサービスマークを合わせたもの全体を商標として取り扱います。商標を保護する商標権は、商標法によって規定されていますが、法律としては、基本法64条でしか規定されておらず、実際の法的な実効性は現場の商標審査官にゆだねられる部分が多いといわれています。

基本的には、中国商標法10条2項により、「公衆によく知られた外国の地名は、商標とすることができない」と明記されていますが、特に中国では出願件数は毎年、膨大な数に上り*4、慢性的な人手不足、資金不足などから、登録審査にも時間がかかり、また商標審査官の知識不足や地方保護主義などの要因も手伝って、十分な権利保護が行われないうまま、こうした冒認出願が多くなる原因になっているといわれています。

また制度的には、商標登録後も商標取り消しの請求を行うことは可能なのですが、取り消すには、時間も労力もかかり、また訴追した場合でも、訴えが認められないというリスクもあるため、現実的にはかなり難しい手段であると言えます。したがってなによりも、早期に先願することが最も強力で、効果的な手段となっているというのが現状です。

(2) 防衛策

以上のように、商標権が第三者によって先駆されるなどの危険性がある場合、防衛の手段としては主に以下の2つが有効と考えられます。

審査期間内に異議申し立てを行う
防衛出願をする

< 審査期間内に異議申し立てを行う >

商標が出願されると、登録に先立ち、権利者等利害関係を有する者は公告の開始日から3ヶ月以内に登録異議申し立てを商標局に対して行うことができると規定されています。同じく中国商標法では、中国国内の需要者(消費者や事業者等)の間でよく知られた周知・著名である商標は保護される旨の規定がなされており、当該の商標がこれに該当する場合

* 4:2006年の商標出願件数は約100万件にも上る(日本の出願件数の約5倍にあたる);2007年中国消費者報、日本特許庁統計

には、商標登録が拒絶されることとなります。

この規定を用いれば、常にアンテナをはり、近隣国の出願状況を監視しておくことで、冒認出願を防ぐことができます。しかしながら、異議申し立ては公告の日から 3 ヶ月以内に行うことが重要で、この期間を逃せば、「青森」の事例のように権利取り消しを求めて 5 年以上にわたる係争に訴えなければならなくなります。また異議申し立てを行うものが、“中国国内の需要者（消費者や事業者等）の間でよく知られた周知・著名である”ことを立証しなければならないため、中国での知名度が低い日本の特産品などではハードルは高いものとなります。

< 防衛出願をする >

こうした状況を考えると、早期の商標出願による権利確保や、防衛出願がなによりも有効な対策といえます。

現状をうけて、企業や自治体を中心に、防衛措置を講じる動きが出始めています。長野県は、食品分類ではまだ商標権取得がなされていない「信州」の防衛取得をする計画です。また山形県にも同様に地域ブランドの中国での商標権取得を計画しているそうです。

またジェットロや特許庁などの呼びかけを受けて、県内企業の方でも中国への輸出を始める準備として、商標登録を検討する動きが出始めています。

経済のグローバル化が進む中で、その経済的な距離間を縮めている中国、台湾、香港、韓国などでは、常に権利に対する意識を高め、自己防衛措置を講じなければ、常に商標権侵害の危険性にさらされているといえます。権利保護に対する意識の改革と、積極的な取り組みが必要とされています。



中国で出願されている愛知の地名